

神戸市障害者特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第86号）の施行に伴い、同法の施行日（昭和57年1月1日）前に20歳に達していた外国人等で、年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない中度以上の障害者に対し、神戸市障害者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害基礎年金等

国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号 以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第2条に規定する改正前の厚生年金法に規定する障害年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。

(2) 重度障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる等級が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）で規定する療育手帳で障害の程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年法律第155号）第6条に規定する等級が1級の記載のあるものの交付を受けた者をいう。

(3) 中度障害者

前号の身体障害者手帳の等級が3級の記載のあるものの交付を受けた者、療育手帳で障害の程度が中度（B1）の記載のある療育手帳の交付を受けた者、又は精神障害者保健福祉手帳の等級が2級の記載のあるものの交付を受けた者をいう。

(4) 公的年金

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令第4条の8に規定する年金たる給付をいう。

(5) 併給可能な公的年金

第4号に規定する公的年金のうち、厚生年金保険法第32条第1号に規定する老齢厚生年金（その保険給付を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）が65歳に達している者に限る。）、同条第3号に規定する遺族厚生年金（その受給権者が65歳に達している者に限る。）、及び法律によって組織された共済組合の支給する退職共済年金（その受給権者が65歳に達している者に限る。）、遺族共済年金（その受給権者が65歳に達している者に限る。）をいう。

(6) 住民登録

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による登録をいう。

(7) 被措置者等

身体障害者福祉法第18条第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号又は第3号若しくは児童福祉法（昭和35年法律第164号）第27条第1項第3号又は第2項の規定により施設等に入所措置されている者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院措置されている者、その他障害者支援施設等に入所している者のうち居住地特例により神戸市が費用を支弁している者をいう。

（給付対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、神戸市に住民登録をしている者若しくは神戸市の被措置者等で、次の各号のいずれかに該当し、障害基礎年金等の受給資格を有しない重度障害者又は中度障害者（以下「給付対象者」という。）とする。

(1) 昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人のうち、同日前に同法に基づく外国人登録を行っていた者をいう。）で、同日前に重度障害者又は中度障害者であった者、又は同日以後に重度障害者又は中度障害者となったが障害発生原因の初診日が同日前に属する者のうち、昭和57年1月1日現在、日本国内で居住地登録をしていた者（ただし、アメリカ合衆国籍を有していた者で、当該初診日が満20歳以後にある者を除く。）

(2) 年齢満20歳以上の者で、次のいずれかに該当する者

ア 国民年金法第35条第2号又は厚生年金保険法第53条等（障害程度の軽減による失権の規定）により失権したが、その後に障害が重くなった者

イ 昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった者

(支給制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

- (1) 重度障害者については年額976,104円以上、中度障害者については年額390,444円以上の公的年金（併給可能な公的年金を除く。）を受給しているとき
- (2) 生活保護を受給しているとき
- (3) 前年の所得が、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4に規定する額を超えているとき

(給付金の額)

第5条 重度障害者の給付金の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 公的年金を受給していない者 976,104円
- (2) 公的年金を受給している者 次のア又はイに定める額のうち、いずれか少ない額
ア 976,104円から公的年金（併給可能な公的年金を除く。）の年額を控除した額
イ 488,052円に976,104円から公的年金の年額を控除した額の1/2額(当該額が0円未満のときは0円とする。)を加えた額

2 中度障害者の給付金の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 公的年金を受給していない者 390,444円
- (2) 公的年金を受給している者 390,444円から公的年金（併給可能な公的年金を除く。）の年額を控除した額

(給付申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神戸市障害者特別給付金給付（更新）申請書（様式第1号 以下「申請書」という。）に公的年金未受給状況等申立書（様式第2号）を添付して、市長に申請しなければならない。

2 次条の規定により、給付金の支給決定を受けた者は、毎年神戸市の指定する期間内において、申請書に公的年金未受給状況等申立書（様式第2号）を添付して、市長に給付金支給の更新申請をしなければならない。

(給付金の支給決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、給付金の支給を決定したときは神戸市障害者特別給付金支給決定通知書（様式第3号）により、給付金の不支給を決定したときは神戸市障害者特別給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

(支給期間及び支給期日)

第8条 給付金の支給は、第6条第1項の申請があった日の属する月の翌月から始め、給付金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、毎年4月、7月、10月及び1月に前条の規定により給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)にそれぞれの支給月の前月までの給付金の額を支給する。

(届出)

第9条 受給者若しくは受給者と生計を同じくしている者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに神戸市障害者特別給付金資格要件変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第11条第1号又は第3号に該当し、受給資格が消滅したとき
- (2) 住所又は受給者名を変更したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金、生活保護の受給状況その他給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき

(支給の停止)

第10条 市長は、受給者が第6条第2項の更新の申請をしないとき及び更新の申請により受給者が第4条各号のいずれかに該当していることを確認したときは、当該年の7月分から給付金の支給を停止する。

(受給権の消滅)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を受給する権利は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
 - (3) 第4条の規定に該当するとき
 - (4) 当該年度末までに第6条第2項の更新の申請をしないとき
- 2 市長は、受給者が前項の各号いずれかに該当するときは、神戸市障害者特別給付金資格喪失通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、神戸市障害者特別給付金返還戻入通知書(様式第7号)により、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還の請求をするものとする。

- (1) 重複して給付金を受給したとき
- (2) 前条による受給権の喪失以後に給付金を受給したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金を受給したとき

(未支給の給付金)

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、まだその者に支給していない給付金があるときは、その者と生計を同じくしていた者で、その者を介護していた者は、その未支給の給付金を請求することができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱の施行に関し、必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

ただし第6条第1項の申請は、平成3年7月10日以後に行うものとし、平成4年3月31日までに申請のあった受給者については、平成3年4月（平成3年5月以後に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月）分から給付金を支給する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

ただし第6条第1項の申請は、平成8年7月1日以後に行うものとし、平成9年3月31日までに申請のあった受給者（精神障害者保健福祉手帳の所持者に限る。）については、平成8年4月（平成8年5月以後に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月）分から給付金を支給する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

ただし第6条第1項の申請は、平成20年7月1日以後に行うものとし、平成21年3月31日までに申請のあった受給者（中度障害者に限る。）については、平成20年4月（平成20年5月以後に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月）分から給付金を支給する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施し、平成22年4月1日から適用する。
ただし第6条第1項の申請は、平成22年7月1日以後に行うものとし、平成23年3月31日までに申請のあった受給者（重度障害者については、年額900,648円以上の公的年金を受給している者、中度障害者については、年額396,048円以上の公的年金を受給している者に限る。）については、平成22年4月（平成22年5月以後に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月）分から給付金を支給する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
ただし第2条及び第3条の改正については、平成24年7月9日から実施し、同日
から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。